

中国税務速報

2019 年 5 月 20 日

1. 財政部 税務総局による固定資産の加速減価償却優遇政策の適用範囲を拡大する公告

製造業企業の技術改善と設備更新を支援するため、今回固定資産の加速減価償却政策について以下の公告を行う。

- 1) 2019 年 1 月 1 日から、「財政部 国家税務総局による固定資産の加速減価償却の企業所得税政策に関する通知」（財税〔2014〕75 号）と「財政部 国家税務総局によるさらなる固定資産の加速減価償却の企業所得税政策を完全化する通知」（財税〔2015〕106 号）の固定資産の加速減価償却の規定を適用する業界範囲を、全ての製造業に拡大する。
- 2) 製造業は国家統計局による「国民経済業界の分類とコード（GB/T 4754-2017）」により確定される。今後国家関連部門は国民経済業界の分類とコードを更新し、その規定から変更する。
- 3) 本公告が公布した前、製造業企業が固定資産の加速減価償却の優遇を受けなかった場合、本公告が公布した後月次（四半期）前納申告の時に優遇政策を受ける、若しくは 2019 年度確定申告の時に優遇政策を受けることができる。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4300874/content.html>

2. 財政部 税務総局による鉄道債券利息収入の所得税政策に関する公告

国家の鉄道建設を支援するため、現在投資者の中国鉄道総会社が発行した鉄道債券の利息収入に関する所得税政策についての公告は以下の通りである。

- 1) 企業投資者が 2019 から 2023 年まで発行された鉄道債券から取得した利息収入について、企業所得税を半減する。
- 2) 個人投資者が 2019 から 2023 年まで発行された鉄道債券から取得した利息収入について、その 50% を課税所得額に計上し個人所得税を徴収する。税金は権利付与期間から利息を付与する時に源泉徴収される。
- 3) 鉄道債券は中国鉄道本社が発行会社・償還主体である債券を指す。中国鉄道建設債券、中期手形、コマーシャルペーパー等の債務融資ツールを含む。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4255756/content.html>

3. 財政部 税務総局 国家発展改革委 生態環境部による汚染防止に従事する第三者企業の企業所得税政策の問題に関する公告

汚染防止企業の専門化、規模の発展を奨励し、生態環境の発展をさらに支援するため、今回関連企業所得税政策の問題について以下の公告を行う。

- 1) 条件に適合する、汚染防止に従事する第三者企業（以下第三者防止企業と略称）に対しては、15% の税率で企業所得税を徴収する。

本公告の第三者防止企業とは汚染物質排出企業若しくは政府から依頼され、環境汚染処理設備（自動連続監視測定設備を含み、以下同じ）の運営・メンテナンスを担当する企業を指す。

- 2) 本公告の第三者防止企業は同時に以下の条件に適合する必要がある。

- (1) 中国国内（香港、マカオ、台湾地域を含まない）において法律により登記された居住者企業。
- (2) 1 年以上連続で環境汚染処理設備の運営経験を有し、設備の正常な運行を保証することができる。
- (3) 少なくとも 5 名が本分野に従事し、かつ環境保護関連の専門中級以上の技術職を有する技術職、または少なくとも 2 名が本分野に従事し、かつ環境保護関連の専門高級以上の技術職を有する技術職。

- (4) 環境保全施設の運営に携わる年間営業収入が総収入に占める割合は 60%を下回らない。
- (5) 検査能力、自分の実験室を持っており、計器配置は運行サービス範囲内の通常の汚染物指標の検査要求を満たす。
- (6) 運営する環境保護設備の正常な運行を保証し、汚染物排出指標が連続的・安定的に国若しくは地方が規定した排出標準の要求を満たす。
- (7) 良好な納税信用を有する。三年以来納税信用等級が C 級若しくは D 級に認識されたことがない。

3) 第三者防止企業は、自ら上述の条件に合うかどうかを判断する必要がある。条件に合う場合、優遇税制を受けることを申告することができ、関連資料を再検査のため保存する必要がある。税務部門は法に基づき後続の管理を行う中で、生態環境部門に検査を依頼することができる。また生態環境部門は専門機関に関連検査を依頼することができる。具体的な方法は税務総局と国家発展改革委、生態環境部が決定する。

4) 本公告の執行期限は 2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までである。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4292184/content.html>

4. 国家税務総局による不動産取引の課税方式の最適化に関する公告

「放管服」改革をさらに進め、「国务院事務局による不動産の登記時間の短縮に関する通知」（国弁発〔2019〕8 号）の要求を徹底的に実行し、一流なビジネス環境を創出し、さらに納税者の改革の獲得感を強めるため、今回不動産取引の課税方式の最適化について以下の公告を行う。

- 1) 課税のチャネルを拡大し、ネットでの事前認証を普及させる。
- 2) 部門間の協力を促進し、一窓口で受付することを実現させる。
- 3) サービスフローを最適化し、業務連携を促進させる。

本公告を公布日から施行する。また「国税務総局による徴収機関に対する直接徴収通知」（国税発〔2004〕137 号）を同時に廃止する。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4295534/content.html>